

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250624	新常磐交通株式会社 (法人番号 2380001013060) 代表者高野康央	福島県いわき市明 治団地4番地1号	いわき中央営 業所	福島県いわき市鹿島町 上蔵持字鈴ノ沢102-2	輸送施設の使用停 止(90日車)及び文 書警告	道路運送法(以下「 運送法」)第25条、 運送法第27条第3 項	令和7年4月10日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者 の制限違反(道路運送法第25条)、(2)運転者の指 導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)運行管理者 の指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。